

学術研究助成金の交付に関する内規

2017年6月7日制定

(目的)

第1条 この内規は、公益社団法人日本麻酔科学会（以下、「この法人」という。）の学術研究助成に関する細則第14条に基づき、学術研究助成金の交付に関する必要な事項を定める。

(交付)

第2条 学術研究助成に関する細則第5条に関する学術研究助成金は、所定の時期に1年分の予定金額を研究代表者に交付する。

(学術研究助成金の使用)

第3条 3ヶ月毎に研究計画とその予算額についてこの法人が指定する方法で提出し、学術研究審査委員会で承認を受けた後に使用を開始する。
2 前項で使用した研究費用について、研究結果とともにこの法人が指定する方法で使用結果を提出する。また、報告には支出の根拠書類の提出を必須とする。
3 年間を通して予定金額に満たなかった助成金、ならびに不適切として使用が認められなかった助成金は返金を必須とする。
4 事後申請はいかなる場合も不適切使用とし、学術研究助成対象外として研究責任者負担とする。

(学術研究助成金振込口座)

第4条 研究代表者は、この学術研究助成金専用の振込口座を、原則、研究機関において設置する。
2 振込口座として、奨学寄附金口座を使用することは認めない。
3 研究代表者は、前条第3項に定める返金が可能な振込口座を設置する。
4 研究機関として振込口座の運用が不可能な場合に限り、個人口座の利用を認める。

(内規の変更)

第5条 この内規変更は、諸規則制定に関する規程第4条(4)に従ってなす。

附 則

1. この細則は2017年6月7日の制定し、2017年4月1日から施行する